

4 答申第 2 号
令和 4 年 5 月 6 日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 4 年 3 月 1 1 日付け 3 民市第 5 2 1 1 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について

【市民文化部市民課】

2 審議会の意見

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

なお、実施する事業の目的に鑑み、対象とする外国人住民を世帯主に限定せず、全ての外国人住民の情報を目的外利用することについても、公益上の必要性がある。

3 承認日

令和 4 年 4 月 1 5 日